账

(火曜日・金曜日)

次

告 示

○特定水産資源の採捕の停止の命令

(漁業管理課)

〈1・12掲示〉

公 告

○都市計画の変更の図書の縦覧

(都市計画課)

示

高知県告示第18号の2

くろまぐろ(30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。) の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法(昭和24年法律第267 号) 第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間 別(令和6年1月から同年3月まで)の数量を超えているため、 同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和6年1月14日から 同年3月31日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止 を命ずる。

令和6年1月12日(掲示済)

高知県知事 濵田 省司

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準 用する同法第20条第1項の規定により高知市から都市計画の変更 の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準 用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写し を公衆の縦覧に供する。

令和6年1月26日

高知県知事 濵田 省司

- 1 都市計画の種類 高知広域都市計画道路
- 2 縦覧場所

高知県土木部都市計画課